

合同強化練習事業助成要綱

制 定 平成31年4月1日
最近改訂 令和2年1月24日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市ジュニア競技力向上事業として行う、合同強化練習を実施する公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下、「協会」という。）の加盟競技団体（以下、「競技団体」という。）への助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 対象とする事業は、競技種目ごとに選抜選手が合同で練習を行う、合同強化練習事業とする。ただし、すでに競技団体が実施している教室、練習会及び大会等に併せて実施する事業は対象としない。

(事業期間)

第3条 事業実施期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業申請及び助成金申請)

第4条 事業を実施しようとする競技団体は、次の各号の事業申請書類一式を提出期限までに協会会長に提出する。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 実施計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

(助成金の限度額等)

第5条 助成金額は、合同強化練習事業費の対象事業経費総額の2分の1以内（1,000円未満は切捨）及び中央コーチ招聘費の対象経費とし、別表1のとおりとする。

2 助成限度額は、合同強化練習事業費については別表2のとおりとし、中央コーチ招聘費は別表3のとおりとする。

(事業認定及び助成金の前払い)

第6条 協会会長は申請関係書類を審議し、事業認定の可否を通知（第4号様式）する。

2 助成金は申請書類を精査のうえ、決定交付金額の2分の1と、中央コーチ招聘費の全額を前払いとして、申請団体指定の銀行口座に振り込む。

(事業報告)

第7条 事業終了後30日以内に次の各号の書類を協会会長へ提出する。ただし、3月中に実施した事業については、翌年度4月10日までとする。

- (1) 完了報告及び助成金請求書（第5号様式）
- (2) 事業報告書（第6号様式）

- (3) 参加者名簿（第7号様式）
- (4) 収支決算書（第8号様式）
- (5) 指導者名簿（第9号様式）

（助成金の確定及び精算払い等）

第8条 事業報告書類を精査のうえ、助成金額を確定し、既に前払い済みの額を差し引いた額を、申請団体指定の銀行口座に振込む。（第10号様式）

2 協会会長は、審査上必要と認めるときには他に資料の提出を求めることができる。

3 協会会長は、前条に定める提出期限を越えても必要書類が提出されない場合には、助成金を不交付とすることができる。

（事業内容の変更・中止）

第9条 合同強化練習について、事業実施計画書の内容に著しく変更（当初事業計画の20%以上の増減）を生じたとき、または中止するときは、速やかにその旨を協会会長へ届け指示を受ける。（第11号様式、第12号様式）

（経費の明瞭化）

第10条 申請団体は収支簿を作成し、助成金の使途について明らかにしておかなければならない。

（調査）

第11条 協会会長は、必要があると認められた場合には、各種書類の検査を行うことができる。

2 協会会長は、必要があると認められた場合には、助成事業の状況について報告を求めることができる。

（助成事業の取消等）

第12条 協会会長は、申請団体が次の各号の一に該当する場合、助成事業の認定を取消し、助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手続により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金を、助成対象経費以外の経費に使用した場合
- (3) その他、この要綱に違反した場合

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

2 この要綱は令和2年4月1日より施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	対象経費	対価基準	証拠書類 (写しを提出)	
合同強化練習事業費	謝金	一般コーチ謝金	@7,500/回・人以内 ※S～C区分による人数内	氏名・住所を自署、捺印した領収書
	食糧費		@800/人・回以内	購入先代表者発行の単価等の内訳を明記した領収書
	印刷製本費	資料・記録写真等	実額	
	消耗品費	事務用品・使用用具等 ※個人使用用具・備品類を除く	実額	
	通信運搬費	郵便料	実額	
	保険料	傷害保険	実額 ※参加者、指導者分	保険契約書
	会場使用料	練習会場・会議室等	実額	施設管理者発行の領収書
	旅費交通費	一般コーチ旅費交通費	実額	利用区間を明記、氏名を自署した計算書
	雑費	強化練習に必要な経費 ※反省会、懇親会等の飲食費は除く	実額	購入先代表者発行の単価等の内訳を明記した領収書
中央コーチ招聘費	謝金	中央コーチ謝金	@20,000/日以内 ※1人2日以内	指導日を明記、氏名・住所を自署、捺印した領収書
	交通費	中央コーチ招聘旅費	実費を支給することとし、@15,000を限度とする。	宿泊施設代表者の発行する領収書
	宿泊費	中央コーチ招聘宿泊費	実費を支給することとし、@15,000/泊以内とする。 ※1泊2食以内	

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	参加選手数	助成限度額
S 区分	200人以上	事業経費の 1 / 2 以内とし、200,000円を限度とする。
A 区分	40人以上	事業経費の 1 / 2 以内とし、180,000円を限度とする。
B 区分	25人以上	事業経費の 1 / 2 以内とし、130,000円を限度とする。
C 区分	10人以上	事業経費の 1 / 2 以内とし、65,000円を限度とする。

別表第 3 (第 5 条関係)

区分	助成限度額
謝金	1 日20,000円延べ2日を限度とする。
交通費	実費を支給することとし、15,000円を限度とする。
宿泊費	実費を支給することとし、1泊15,000円を限度とする。
合計	70,000円を限度とする。